

1 議 事 日 程

〔平成30年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

平成30年3月2日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第10号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第11号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第12号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第14号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第15号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第16号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第17号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第19号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第20号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	笠 利 毅 議員
”	木 村 彰 人 議員	”	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	友 田 浩	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱 本 泰 裕
納 税 課 長	千 倉 憲 司	環 境 課 長	川 谷 豊
人権政策課長兼 人権センター所長	福 嶋 浩	国保年金課長	山 浦 剛 志
福 祉 課 長	友 添 浩 一	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	保育児童課長	大 塚 源之進
ごじょう保育所長	東 珠 実	元気づくり課長	伊 藤 剛
子育て支援 センター所長	白 田 美 香	税 務 課 固定資産税係長	山 浦 百合子

歴史と文化の
環境税推進係長 松 隈 誠 宏

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮 議 事 課 長 花 田 善 祐
書 記 高 原 真 理 子

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第10号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

固定資産税係長。

○税務課固定資産税係長（山浦百合子） おはようございます。税務課固定資産税係長をしております、山浦と申します。よろしくお願いたします。

○委員長（小島真由美委員） お願いたします。

○税務課固定資産税係長（山浦百合子） それでは、議案第10号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料は、議案書38ページから42ページまで、条例改正新旧対照表は11ページから14ページまででございます。

今回の改正には、税務課と高齢者支援課の所管分が含まれていますので、それぞれ所管ごとにご説明申し上げます。

まず、税務課所管分の説明をいたします。

資料は新旧対照表の12、13ページをお願いいたします。12ページが現条例の内容、13ページが改正案でございます。

改正箇所は、12ページの表中の第25の項「土地所有証明（車庫用地証明）」を削除し、第26から第28までの項を1項ずつ繰り上げ、13ページの表のように第25から第27に改め、新たな第27の項の次に第28の項として「地番図データの交付」という項を設けるものでございます。

まず、削除いたします土地所有証明は、平成3年に自動車の保管場所の確保等に関する法律が改正され、自動車の保有者が保管場所として提出する書類が変更されたことにより不要となりましたが、改正後も数年間は交付実績がありました。その後、平成9年以降は交付実績が全くなく、条例の規定だけが残った状態になっていましたので、このたびの手数料条例見直しに当たり、条例を整理するものでございます。

次に、地番図の交付につきましては、これまで紙にプリントアウトしたものを交付してまいりましたが、IT化が進む中で、電子データでの交付を希望する事案が出ていることから、これに対応するため、新たに規定を設けるものでございます。

なお、本条例の施行日は、議案書42ページの附則のとおり、平成30年4月1日から施行するものとしております。

税務課所管分の説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小畠真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 次に、高齢者支援課所管分のご説明を申し上げます。

資料は、同じく条例改正案12、13ページをお願いいたします。12ページが現行の内容、13ページから14ページが改正案でございます。

改正内容といたしましては、12ページの表中の43番目のあとに、14ページの第44、第45の2項目を追加するものでございます。

今回の改正は、平成30年度から指定居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村に移譲されることに伴いまして、新たに事業所の指定及び更新手続を太宰府市が行うこととなるために生じる手数料を設ける必要があるために改正するものでございます。この指定居宅介護支援事業所というのは、要介護1から要介護5までの認定を受けております介護サービスの利用者のケアプランを作成するためのケアマネージャーの従事する事業所となっております。

改正内容といたしましては、指定申請書の書類審査及び事業所の実地調査に係る手数料を設定するものでございまして、新規指定申請におきましては3万円、6年の指定期間経過後の指定更新申請につきましては2万円となっております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 地番図データの交付について質問させていただきます。

データで請求されるという話ですけれども、何か今さらという気もするんですけれども、まず近隣の自治体の実施状況が一つと。

それと、ここに書いてあります電磁的記録媒体で複写したものであるということですが、具体的にどういう形でいただけるのかということをお答えください。

○委員長（小畠真由美委員） 固定資産税係長。

○税務課固定資産税係長（山浦百合子） まずは近隣の状況ですけれども、今のところは全てまだ手数料条例のほうには規定とかは設けられてなくて、うちもそうなんですけれども、情報公開の条例の中で対応のほうはさせていただいております。

あと媒体のほうですけれども、一応PDFでCD-Rに焼いてご提供のほうをさせていただきます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今、木村委員が質問されたところに関連するんですけども、一式の交付の金額が30万円というのが結構目を引くんですけども、この30万円になった根拠というか、どういう形で決まったのかご説明ください。

○委員長（小島真由美委員） 固定資産税係長。

○税務課固定資産税係長（山浦百合子） 今、紙のほうが1枚300円で交付しております。PDFで出しましたら926枚あります。そして300円掛けて27万7,800円になります。それと、PDFを委託業者のほうに作成していただきますので、その委託料も含めたところで切りよく30万円というふうな形で規定をさせていただきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） それと、済みません、交付の順序に関してお伺いいたしますけれども、PDFをCD-Rに落としてというふうにご説明ありましたが、幾つかCD-Rを窓口のほうに用意しておかれる形で進められるのか、それとも申請があったときに後日時間をいただいて、再度CD-Rをとりに来ていただく形にするのか、その辺のところはどのような手順で進められるお考えですか。

○委員長（小島真由美委員） 固定資産税係長。

○税務課固定資産税係長（山浦百合子） 一応、CD-Rのほうはこちらのほうで準備はさせていただいております。もう実際に情報公開で何回か出ておりますので、CD-Rのほうはこちらのほうに持っております。ただ、一応PDFで平成30年度がいつでき上がるのかわからないので、情報公開が出たときによって、その対応もまちまちになるのかなと思います。PDFができていたらすぐにCD-Rのほうに落とせますので、すぐに交付もできますし、平成30年度の当初すぐに来られた場合は、後日送付なりさせていただくことも考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 土地所有証明の配付のことに関するんですけども、平成9年以降交付実績がないので、今回条例から削除するということでしたけれども、このような場合、大体何年を目途にとか、そういうことがあるのか、もしくは今回気がついたのでしたということなのか、その辺をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 固定資産税係長。

○税務課固定資産税係長（山浦百合子） 土地所有証明なんですけれども、ずっと出てないということをごろ気づきまして、そしてそれを調べましたら、実は平成9年から出ていなかったということがわかりました。これが何なのかというのをこのごろずっと調べまして、実は平成

2年7月に法律が改正されてなくなったということに気づきましたので、今回手数料条例を扱うに当たって、一緒に削除しようというふうな形になりました。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第10号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第11号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第11号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） おはようございます。

○委員長（小島真由美委員） おはようございます。

○国保年金課長（山浦剛志） 議案第11号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は43、44ページ。新旧対照表は15ページをごらんください。

このたびの条例改正は、本条例第13条の中の引用法令障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正によりまして、引用規定の一部に項ずれが生じたので、それにあわせて改正するものでございます。

具体的には、同法第5条の第15項を第17項に、第26項を第28項に改正するものでございます。

なお、この改正による条例上の効果につきましては、これまでと変わるところはございません。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第11号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第12号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第3、議案第12号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 議案第12号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は45ページから47ページ、新旧対照表は16ページ、17ページをごらんください。

今回の改正は、本条例の根拠法でもございます国民健康保険法が、本年4月1日からの国民健康保険の都道府県への広域化に伴いまして一部改正されましたこと、及びこの広域化に伴いまして、県が策定しました福岡県国保運営方針に沿いまして、葬祭費を4万円から3万円に減額するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

まず、目次の第1章とその2行下の第1章のタイトルの名称が、どちらも「第1章太宰府市が行う国民健康保険」から「第1章太宰府市が行う国民健康保険の事務」に変わります。ま

た、その下の第1条の条文の見出しの括弧内、並びに同条内にあります「国民健康保険」につきましても、その後に「の事務」という語句を加えまして「国民健康保険の事務」に改めます。

次に、第2条でございます。

第2条は、国民健康保険運営協議会に関する事項についてでございますが、これまで国民健康保険運営協議会は、保険者であります市町村のみに設置されるものでございましたが、広域化によりまして県も保険者になりますことから、県にも運営協議会が設置されることとなります。このため、国民健康保険法第11条では、第1項が都道府県、第2項に市町村の運営協議会を分けて規定されることになりましたので、それに伴い、本条例もその根拠となる規定を明示するものでございます。

次に、第7条でございますが、第2項の条文中の国家公務員共済組合法以下の括弧内に「第8条第2項」という規定がございますが、こちらにつきましては法改正とは関係ございませんで、今回の条例改正に合わせまして、法制執務の決まりにのっとりまして、単に「次条第2項」に改めるというものでございます。

次に、第8条でございますが、福岡県内の国保運営の基本となります福岡県国民健康保険運営方針が公布されたことに伴いまして、被保険者が死亡した際に支給されます葬祭費の額が、これまで県内市町村でばらばらでございましたので、これを福岡県後期高齢者医療保険と同額の一律3万円に統一するものでございます。

最後の第9条につきましては、第2条の改正条文内に国民健康保険法という名称を既に出しておりますので、括弧内に同法の略称を「以下「法」という。」ということで明記しておりますことから、「法」に改めるものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） まず、運営協議会に関してですけれども、県と市、それぞれに新たに設置されるというのは説明でわかりましたけれども、県の、当然国保に対する領域というか、業務の内容が違いますので、それぞれ協議会で議論されるということもわかるんですけれども、県の協議会と市の協議会とのすみ分け、そういった点は今後どういうふうになっていくのか、まず1点お聞かせください。

○委員長（小畠真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 今回の広域化に伴いまして、福岡県のほうは、国保財政を中心的に担うという部分が1つございます。そういったことから、そちらの財政面が主に中心になって

こようかと、福岡県の国保全体としてのあり方等を中心的に行って、審議といいますか、検討していただくような場になるのではないかと考えております。

市町村につきましては、これまでどおり太宰府市の国保の運営のあり方とか、あるいはその保健事業、そういったことが課題として審議をしていただくことになろうかと思えます。

市については、基本的にこれまでと余り変わったものではないとは思いますが、県のほうがそういった形になってこようかと、どちらかという広域的な視点でというふうな形になってこようかと思えます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 済みません。

それと、もう一点が葬祭費に関してですけれども、これは福岡県だけではなくて、全国でこいういった形で統一されるというふうに理解していいのかが1点と。

それと2点目に、太宰府では4万円から3万円に下がる内容ですけれども、今課長の提案理由の説明では県下でもばらつきがあったということですが、県下でどのぐらい、例えば1番少ないところは幾ら、最高で幾ら出ているというそういう実績があればご答弁ください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） まず、他の都道府県でどうかということにつきましては、都道府県単位で決めるお話でございます。この運営方針を決めるに当たっても、福岡県と県内市町村、60市町村、集まった中で広域化の準備協議会を設置をいたしまして、その中でいろいろ検討をさせていただいております。その中で、一番多かったのがこの3万円であるというのがまず1点。それと後期高齢者医療連合のほうが、既に県内統一でございますので、そちらが3万円になっていたということがございます。こちらにつきましては、今後のお話になりますけれども、この金額につきまして、後期高齢者医療連合の金額に合わせるということで決まっておりますので、例えば後期高齢者のほうが2万円、あるいは4万円に変わる場合には、それに合わせてこちらの金額も変わっていくような形になろうかと思えます。

もう一点でございますが、現状ということでよろしいですかね。市町村ごと、先ほどばらばらということで申しあげましたけれども、この筑紫地区は大体3万円ということになっております。あと、福岡市当たりは5万円。逆に安いところで2万円というところもございました。統計といいますか、アンケート等で県がとったところ、実は3万円が一番多かったと。たまたま後期高齢者医療連合もそういった形で3万円だったというところで、それに合わせたというところがございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 葬祭費のことなんですけれども、実質的なことは今藤井委員が聞いてくださったんですが、ちょっと気になったことがあったので教えていただきたいんですけれど

も、お葬式のことには葬祭と言ったり、葬儀と言ったりしますが、祭りというと宗教的意味合いが普通込められることが多いのですが、この言葉は、たしか国の法律も葬祭というのを使っていたように思うんですけども、それに合わせて使っているというふうに理解しておけばよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） さようございます。確かに今言われたような宗教的な意味合いが強いということですが、どの宗教に限ったということでもございませんので、特定の宗教に決まったようなネーミングがここについているのであれば、それは委員ご指摘のように心配するところではあろうかと思いますが、特に一般的な葬祭というふうなことでございますので、その辺は余り気になさなくてもよろしいかと思えます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 気にはしていないんですけども、できれば字は避けたほうがいいかなと思っているんです。その辺というのは、市が国とは別の用語を使うというのは可能なんですか。

○委員長（小島真由美委員） 答えられますか。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） この辺の予算の組み方自体が、国のほうの政令といいますか、ああいうのから来ておりますので、基本的に予算の款項目節の明記の仕方等もそれに基づきまして大体決めておりますので、余り違うネーミングにすると、今度かえって混乱するのではないかという気がしております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 説明理由で、県下の統一のためということでありましたけれども、事実上太宰府市におきましては4万円の支給が3万円に引き下げられる形になりますので、この点は容認することはできませんので、反対をさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小島真由美委員) 多数挙手です。

したがって、議案第12号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時22分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第4、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山浦剛志) 議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は48ページから51ページ、新旧対照表は18ページから24ページをごらんください。

今回の改正は、国民健康保険の制度改正による市町村に対する納付金制度の導入に伴いまして、国保税の課税額の内訳について、基礎課税額、これはいわゆる医療分でございますが、それと後期高齢者支援金等分、介護納付金分の定義づけの改正、及び税率の改定でございます。

条例案の説明の前に、まず本日お配りいたしました税率改正案の表をごらんください。資料1でございます。

まず、医療分、後ほどご説明いたします条例案では基礎課税額ということでございますが、所得割を現行6.8%から7.1%へ、均等割を現行25,200円から26,500円へ、平等割も同じく25,200円から26,500円に改定するものでございます。次の後期高齢者支援金等分につきましては、所得割、均等割、平等割、全て据え置くこととしております。最後の介護納付金分につきましては、所得割は据え置くものの、均等割につきましては13,200円から16,200円に改定するものでございます。なお、参考までに、本市国保運営協議会が、今日1日に市長に出しました改正税率案の答申も合わせてお示しをしております。済みません、2月1日です。失礼いたしました。

それでは、この表を踏まえまして、条例改正案の改正部分を順に説明させていただきます。新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、第2条につきましては、これまで第1項の一つの条文の中で、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれについて定義づけをしておりましたが、改正後は、第1号は基礎課税額、同項第2号は後期高齢者支援金等課税額、同じく第3号は介護納付金課税額と号立てにし、それぞれの納付金の納付に要する費用ということで定義づけをして

おります。第2項から第4号では、それぞれの課税項目の所得割、均等割、平等割等、課税方式と限度額を明記しているわけですが、第1項の号立てでの改正を受けまして、第2項の基礎課税額につきましては、前項のあとに「第1号」の語句を追加、第3項の後期高齢者支援金等分につきましては、「第1項」のあとに「第2号」の語句を追加、第4項につきましても「第1項」のあとに「第3号」の語句を追加しております。

次に、第3条でございます。第3条は、基礎課税額の所得割の税率を示したものでございます。先ほどの表でございいただきましたように、100分の6.8を100分の7.1に改定するものでございます。

第4条は、基礎課税額の均等割額を示したものでございます。こちらも先ほどの表のように、25,200円を26,500円に改定するものでございます。

第5条につきましては、基礎課税額の平等割額を示したものでございます。平等割額につきましては、第1号の通常世帯につきましては、先ほどの表にありましたように25,200円から26,500円に、第2号の特定世帯、これは世帯員の中に後期高齢者医療制度に移って5年以内の方がいらっしゃる世帯でございますが、こちらにつきましては、地方税法第703条の4に基づきまして、第1号の通常世帯の2分の1となっておりますことから12,600円を13,200円に、また第3号の特定継続世帯、こちらは後期高齢者医療制度に移られてから5年を超え8年以下の世帯員がいる世帯でございますが、こちらも地方税法の第703条の4に基づきまして、第1号、通常世帯の4分の3となっておりますことから、18,900円を19,875円にそれぞれ改定するものでございます。

次に、第6条でございます。

第6条は後期高齢者支援金等課税額についてでございますが、表のように、こちらは据え置きということで税率の改定はしておりませんが、所得割額につきまして、小数点以下第2位まで明記することとしましたため、100分の2.4を100分の2.40に表記替えをするものでございます。

次の第8条は、介護納付金課税の所得割額についてでございますが、こちらも税率は変わらないものの、小数点以下第2位まで明記することとなりましたので、100分の2.1を100分の2.10に表記替えをするものでございます。

第9条は、介護納付金課税の均等割額についてでございますが、こちらは13,200円を16,200円に改定するものでございます。先ほどの表のとおりでございます。

最後の第21条は、国保税の減額、いわゆる軽減措置の条項でございまして、今回の税率改定に伴いまして軽減額を変えているものでございます。第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の規定でございまして、各号の第1号のア及びイの（ア）（イ）（ウ）、並びにオでは第4条及び第5条各号、並びに第9条に規定する均等割額、平等割額の7割の額に、第2号では同じく5割の額、第3号では2割の額にそれぞれ改めるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） まず、新旧表のほうでお伺いしますけれども、課税限度額が54万円のままですけれども、当初58万円になるというようなそういった話を伺ったのか、資料はあるんですけれども、これはまた地方税法の改正の関係が絡むのかが1点、お聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 今、国、県のほうから聞いているところでは、その辺の限度額のお話につきましては、まだ政令が改正されていないと、3月31日付で変わるということで聞いておりますので、そのときにあわせて、専決という形に恐らくならないかと思えます。ということで、現在のところは限度額については今のままということでございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 済みませんね、次から次に。

今度は配っていただいた資料でお伺いいたしますけれども、資料を見ますと、例えば運営協議会の答申において、後期高齢者の支援金のところは2.3%ということで、現行よりもマイナスといいますか、現行よりも安い答申が出ていますけれども現行どおりということになっていきますけれども、この辺は、運営協議会のあえて答申をせずに現状維持とされた根拠というか、判断基準をお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） ただいまの件でございますが、まず運営協議会のほうの答申といたしましては、基本的に福岡県のほうから示しております標準保険税率、それにつきまして内容を協議会の中でも説明をいたしまして、基本的にそれに基づいた税率。均等割、平等割については端数の分は多少ありますけれども、ほぼそれに基づいたところでやるしかないのではないかと、今後の国保運営を考えた上でやらざるを得ないのではないかとということでの答申でございました。ただ、その答申を受けまして、行政内部でさらに被保険者の皆様のご負担等も考えた場合にどうなのかというところで、やはりぎりぎりのところで税率は設定すべきと。急激な負担はやはり難しいのではないかとというところで一定抑えさせていただいた次第であります。今、これは税率全体のお話でございます。

今、委員ご質問の後期高齢者支援金等分、それと恐らく介護納付金分も同じだと思いますが、この辺がどうしてかということでございますが、後期高齢者あるいは高齢者全体、前期も含めてお考えいただいて結構かと思いますが、今後ますます高齢者の方というのは増えてまいります。そういったことも考えまして、今下げたとしてもまた上げないといけないというふうなところもございますし、例えば介護納付金分につきましても、均等割額、現行では13,200円

というふうにしておりますが、前の年は、ここは16,000円ぐらいだったと思います、そういうふうな形で、下げることに對してはかなり楽かもしれませんけれども、上げる分につきましてはかなり抵抗が、私ども自身、上げる側を決めることについても、かなりやはり抵抗もあるということで、もし仮にこの水準で据え置きという形で行かせていただきまして、万が一、税収として余るようなことがありましたら、それは次年度以降の財源として使わせていただきたいというふうを考えております。ただ、実際余るかどうかというのはわかりません。医療分のところでかなり抑えておりますので、その辺のところが変わってまいるのでございませぬ。当然、介護納付金とか後期高齢者支援金、この税額だけで納付金を納めるわけではございませぬ、ほかにもいろいろな交付金当たりを含めたところで納付金というのを納めてまいりますんで、その納付金をいろいろなやりとり、医療分のほうに手厚くいただいている交付金を医療分のところに手厚く入れることで、医療分のほうをできるだけ、医療分の税を抑えると。その分、後期高齢者支援金分、税率は標準保険税率よりも上がっておりますけれども、そこを使わせていただくとか、そういうふうなお金のやりとりを、いろいろ内部でやりまして考えた結果でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 最後、1点ですけれども、これは軽減の関係7、5、2のところが、金額が拡大することによって当然対象も増えるのかなというふうに、現行の例えば27万円が27.5万円ですかね、そういった5割軽減だった場合のところですかけれども、その点の増える見込みというか、対象者が拡大する見込みは大体どれぐらい今持っておられるのか、お聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 具体的な世帯数につきましては、今まさに確定申告等を行っておりますので、所得の状況によっても当然これは変わってまいります。はっきりした数字はここでは申し上げられないというのが正直なところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 前回の説明のときにいただいた資料1と2をあわせて見ているんですけれども、激変緩和措置をされるということで、当然今回いただいた資料のほうも、激変緩和措置を加味したところでの税率が書いてあるんですけれども、前回の資料1、2、これは平成28年度と比べて、平成30年度は激変緩和措置を講じてほぼ同じ100%という形でほぼ変わらないと私は理解していたんですけれども、ちょっと理解がおかしいのかもしれませんが、今回税率、実際見ると上がっている形なんですけれども、これをもうちょっとわかりやすく、標準的な1人当たりの納付金額として、僕は変わらないのかなと思っていましたが、これだと

実際は1人当たりの金額に直すと上がる形になっちゃうという解釈なんですか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） その上がる分が何なのかということでございますが、今国保財政、太宰府市の場合、赤字でございます。毎年繰上充用をやっております。累積も膨れておりますが、その繰上充用なり法定外繰り入れ、今後は国のほうでは削減しなさい、あるいは、もうやめなさいということで指導が打ち出されてきております。そういうこともありまして、その赤字分も税のほうに転嫁をせざると得ないというふうなことでございます。ですから、赤字にならないように、とんとん、要するに収支が均衡を保たれるような形での税率設定ということになりますので、本来は均衡を保たれるための税率設定が標準保険税率であるはずなんですけれども、今回それよりも低い数値で抑えております。それはどういうことかといいますと、そこは収納率を向上させるとかそういうふうなところで、保険者としての努力も一定していく必要がございますので、その辺でできるだけ収支均衡を図っていきたいというふうに考えております。

もう一度、激変緩和措置の内容を申し上げますと、こちらに書いております、まず平成30年度の納付金額、1人当たりの納付金額でございますが、福岡県のほうで1年間の県全体の医療費がどれぐらいかかるのかということをもとに推計をいたしまして、それを市町村に割り振ります。その割り振る際には医療費水準や所得水準、それぞれの市町村のそういった事情に応じて、県のほうで一定の金額を割り振ります。それをもとに、被保険者1人当たりの納付金額というのを算出します。それと同じ計算の方法で、平成28年度の決算数値をもとに計算をいたします。この差というのが激変緩和措置の金額になると。県のほうでは、平成28年度の1人当たりの納付金額、仮ですけれども、仮の納付金額をそれ以上、平成30年度新制度移行後はできるだけそれよりも伸ばさないようにしたいと、スムーズな移行を図るためにも、平成28年度の数値を、1人当たりの数値を伸ばしたくないというのが県の意向でございます。ですから、伸ばさないためには激変緩和措置をする必要があるということで、そういうふうに措置をしていただいております。ですので、この措置分が何なのかと言いますと、新制度に移行したために1人当たりの分が増えた分がまず1点ございます。

それともう一点、平成30年度の想定でございますから、平成28年度と平成30年度、当然医療費というのは今上がってきております、毎年。診療報酬しかり、あるいは新薬の関係でもございます。医療技術が高度化しておりますので、当然上がってきております。自然増という部分があります。そういった部分も含めて、この平成30年度1人当たりの伸びというのは出てきておるわけなんですけれども、それがありませんけれどもそういうことも全部ひっくるめて平成28年度ベースで考えていきたいというのが県の考え方でございます。ですから、激変緩和措置は3年間ということで、前も申しあげましたけれども、3年間分は基本的に平成28年度の1人当たりの金額以上にはならないと。させないというふうに県は考えております。ただ、4年目以降はどうなるかはまだわかりません。ですから、医療費が伸びていけば、当然この辺の分が

税率としてぽんとはね返ってくる可能性はあります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） そしたら、参考までに。激変緩和措置をしなかった場合、実際どういう率になるのかを参考までに教えていただきたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 今出ますか。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） もし激変緩和、これがなかった場合の標準保険税率がどうなるかということなんですが、医療分、基礎課税分ですが、所得割は7.34です。標準保険税率が今7.22ですけども、ここが7.34になります。

次に、均等割、医療分の均等割ですが、今2万7,460円が標準保険税率ですが、これが2万7,907円になります。平等割、今2万6,900円が標準保険税率ですが、これが2万7,337円になります。

次に、後期高齢者支援金分ですが、所得割が標準保険税率2.30%でございますが、こちらが2.52%になります。均等割、今7,980円ですが、8,735円になります。平等割、8,086円ですが、これが8,852円になります。

次に、介護納付金分でございます。

標準保険税率、所得割1.97%ですが、これが2.02%になります。均等割、こちらが1万6,146円ですが、1万6,578円になります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（木村彰人委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 軽減世帯の対象になるという部分は評価をできますが、全体といたしまして保険税の引き上げになりますので、太宰府市におきましてはこれまでも過去2年連続の保険税の引き上げが行われており、今回も事実上の3年連続という形になりますので、この点は容認することができませんので反対をいたします。

○委員長（小島真由美委員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小島真由美委員) 多数挙手です。

したがって、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第14号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 日程第5、議案第14号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(川崎純一) 議案第14号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は52ページから53ページ。

条例改正新旧対照表は25ページから27ページでございます。

また、この新旧対照表の保険料部分だけを表にしました資料2を本日配付させていただいております。

今回の改正は、3カ年を1期とします第7期介護保険事業計画の策定に伴いまして、介護保険料の見直しの必要が生じたために条例の改正を行うものでございます。この条例の改正につきましては、新旧対照表の25ページをごらんいただきたいと思います。この中で3カ年を対象とする年度及びそれぞれの段階におけます介護保険料の額、この2つの箇所の変更のみとなっております。それ以外の本文等の修正はございません。

この介護保険料の算出につきましては、まず現在策定中であります第7期介護保険事業計画、今回は平成30年度から平成32年度までを3カ年としております。この3カ年におけます各利用者の利用します居宅のサービス、施設サービスなどの介護サービスに伴います給付費及び今回実施しております総合事業などの地域支援事業費の費用等を推計をいたします。この推計に当たりましては、厚生労働省が配布しております見える化システムというシステムの中に各認定者数とか保険者数を入れますと自動的に推計がされるというシステムになっておりまして、全国的にこのシステムを使って推計を行う。それで保険料を算出するというような形で今回指示が出されております。それに基づきまして、太宰府市も実施をいたしたところです。この推計をいたしました全体の給付費、今回ではこの3カ年でトータル約152億円が想定されて

おります。このうちの23%を65歳以上の第1号被保険者と言われます高齢者が負担するという
ことに定められておりますので、それに基づきまして全体の給付費の23%、これを同じく対象
とします3カ年の合計の高齢者数、65歳以上の高齢者の見込み数、これが約5万9,000人ほど
になっております。それで割りますと、高齢者1人当たり、第1号被保険者1人当たりの負担
額が出てくるということになります。細かくは、もう少し複雑な計算式がその間に含まれはし
ますけれども、このようにして算出をされました金額が月額保険料の基準額ということにな
りまして、あとは所得に応じまして資料2のように所得の段階、12段階に分けまして、各それ
ぞれの保険料が決定するという仕組みとなっております。

今回は資料2をごらんいただきたいと思いますが、今回は基準額となりますのが第5
段階のところになります。第7期のところが6万4,320円、これが基準額となりまして、負担
割合のところは1.0%と記載しておりますけれども、あとは所得がそれよりも低い方について
は軽減、そして高い方についてはプラス要因という形で保険料を12段階決定をしております。

また、新旧対照表の25ページの改正案のところの第2条第1項第1号でございます。資料2
でいきますと第1段階ということになります。金額が3万2,160円と新旧対照表には記載され
ております。

資料2を見ていただきますと、第1段階のところは2万8,920円というふうに表記をしてお
ります。これにつきましては、低所得者保険料軽減負担金ということで、資料2の第1段階の
負担割合のところは括弧0.5%という負担割合を入れさせていただいています。これが本来国
の基準の負担割合となっております。この額を、太宰府市におきましては0.45%ということで
負担割合を下げ設定をしております。この下げしております差額、0.05%分については国の補
助対象となっております、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担でこの分
を補っておるという仕組みになっております。その結果、条例上の第2条第1項第1号の金額
と表の金額が変わっているということになります。

その内容につきましては、新旧対照表27ページをごらんください。

第2条第2項として、一番最後になりますけれども、第1号被保険者の第1段階の分につ
きまして2万8,920円とするということで、国の基準どおりを最初に述べまして、軽減した分を
対象期間中この金額でいきますということを別枠で設定させていただいて保険料全体を決めさ
せていただいております。

以上で説明を終わります。

審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 最後の部分の説明についてなんですけれども、第1段階の方について

0.05%を国、県、市で負担すると。一番最後の改正、新旧対照表のところは第1段階のことしか言及されていなかったんですけども、第2段階、第3段階での、第2段階で0.05%、第3段階では0.03%ですか。これについては同じような仕組みがあるということなんですか。国、県、市で負担し合うかどうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 現在、この軽減対象になっている分は第1段階のみで設定が国の基準がされておりまして、当初、前期、第6期のときに消費税が10%になるという予定があった段階で、第3段階までがこの軽減措置の対象となる予定ではございました。ただし、それが先延ばしになった関係上、第1段階のみで現在の対象部分がとまっているという状態でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 1点だけ。資料でお伺いいたしますけれども、12段階までの区分をつくっていただいておりますけれども、現状はどの区分といたしますか、段階の方が多いというのはわかりますか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 現在、これは平成29年、今年度の当初の所得の段階ということになりますけれども、割合で一番で高いのは、人数が多いのは第1段階で、2,850名ほどとなっております。ほとんど非課税、資料2でいきますと第3段階まで。第3段階までで、約5,500名ほどが含まれておりまして、全体が1万9,000人ほどですので、割合としては所得の低い方のほうが高くなっているという状態でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） パブリック・コメントに付されていたと思うんですけども、そこで何らかの意見があったのかということと、先ほど少し説明がありましたけれども、保険料の算出の仕方が第6期で算出したときよりも若干見た感じ変わっているんですけども、今回は全国的に同じシステムでということが大きく変わったことなのかというのが2点目です。とりあえず、その2つ。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） まず第1点目でございますけれども、今回パブリック・コメントを実施いたしまして、約5名の意見をいただいているところです。内容等につきましては、医療と介護の連携等及び包括支援センターの設置についてというところがほとんどのところでございました。

第2点目でございますけれども、これは今回保険料を推定するに当たりまして、見える化システムというのは今期から採用というふうな形になっておりますけれども、基本的には算出の計算式等については第6期から大きくは変わっていないかと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 提案理由の説明の中で、第1段階におけます国、県の補助も活用しながら市独自の軽減を捉えた点は評価いたしますけれども、しかし先ほど説明でもありました全体の構成の中で大部分の方が住民税非課税世帯、所得の低い方のところに対しても負担増が入る内容でありますので、この点は容認することができませんので、反対をさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） 賛成討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） あえて反対するつもりもないので賛成討論という形でいきますけれども、今回パブリック・コメントに付されていて、この提案理由の中に第7期介護保険事業計画に基づき改定が必要になったということなんですけれども、先ほど策定中だという表現が最初にありましたように、事業計画に基づきとは書いてあるものの、その詳細を知らずに我々判断せざるを得ない側面が一定程度あるように感じますので、時間的に多少しょうがないのかなという気はしますけれども、必要な資料は全部目を通した上で判断したいなという気持ちが働きますので、その点、3年先にはまた改定になるかと思っておりますけれども、よりよい形で審議ができるようになることを希望して、賛成討論にかえたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第14号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第15号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第6、議案第15号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 議案第15号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は54ページから55ページとなります。

条例改正新旧対照表は28ページでございます。

今回の改正につきましては、平成29年6月2日に交付されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、介護保険法の認知症に関する定義に関する条項が第5条の2から第5条の2第1項へと見直しをされたことに伴いまして、太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例第13条における介護保険法の引用箇所の改正が必要となりましたので、その改正を行ったところでございます。

説明は以上でございます。

よろしく審査のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時00分〉

○委員長（小島真由美委員） ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○委員長（小島真由美委員） 会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第7 議案第16号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第7、議案第16号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 議案第16号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は56、57ページ、新旧対照表は29、30ページでございます。

今回の改正は、本条例の根拠法でもございます高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、住所地特例が国保から後期高齢者医療にそのまま引き継がれる規定が追加されることにあわせまして本条例を整理するものでございます。

具体的に申し上げますと、現在は国保被保険者が県外の住所地特例を受けることができる施設に入所した場合、従前の市町村の国保被保険者として扱われることとなりますが、そのまま当該施設で75歳になるなどして医療保険が国保から後期高齢者医療に移った際には、その特例措置はなくなり、当該施設が所在する都道府県の後期高齢者医療の被保険者となっております。これが今回の改正によりまして、そのまま従前の市町村がある都道府県の後期高齢者医療の被保険者として引き続き住所地特例の適用が受けられるようになるものでございます。

新旧対照表によりまして条文の改正箇所をご説明いたします。

ごらんいただきますように、第3条は保険料を徴収できる被保険者を規定しているものでございまして、この第3条の各号の条文の中に法第55条と法第55条の2という2つの条項が規定されております。第55条がもともとありました後期高齢者医療の住所地特例の規定でございまして、今回の法改正で追加されたものが第55条の2でございます。この第55条の2の追加に伴いまして、本条例第3条に追加したのが第5号でございます。この第5号の最初に明記してお

ります法第55条の2の第1項が先ほど申し上げました国保の住所地特例を後期高齢者医療に引き継ぐという規定になっておりまして、第2号から第4号までの括弧内に明記した法55条の2の第2項は、この第1項をもともとあります法55条へ準用するという規定でございますことからここに追加をしております。

また、第2号の2行目の終わりのほうでございますが、病院等の後の括弧内でございますが、前に法55条の2第2項を追加しましたことで現行の同項のままだと前に明記されている条項のどちらを指すのかわからなくなるおそれがありますことから、あえて法第55条の第1項と明記したものでございます。

第4号の3行目の法第55条第2項第2号も同様の考え方で、そのままですとどこを指すのかわからなくなることから明記したものでございます。

最後に、附則のところでございますが、第2条の削除につきましては、平成20年度の後期高齢者医療制度が始まったときに経過措置としてとられたものでございまして、既に使われておりません。このため、今回の改正によりまして、一定整理をするものでございます。

また、この第2条の削除によりまして第3条が繰り上がりますことから、第3条を第2条に改正するものでございます。今回の条例改正後の効果といたしましては、先ほども申し上げましたとおりでございますが、これまで引き継げなかった国保の住所地特例が後期高齢者医療に移った後も引き継がれるようになるということでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時15分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

**日程第 8 議案第 17 号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第 8、議案第 17 号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 議案第 17 号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書は 58 ページから 64 ページになります。

今回制定します条例は、先ほど議案第 10 号の中でご説明しました、手数料条例で説明をいたしました、平成 30 年度から指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に権限移譲されることに伴いまして、指定居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

本条例では、居宅介護支援事業所に常勤の介護支援専門員を配置することなどの人員基準及びサービス計画に当たっては、利用者への説明、同意を必要とするという運営基準等を定めたものとなっております。

説明は以上でございます。

よろしく審査のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移るということをお伺いしたんですけれども、まず県から市に指定が移るといふ経緯というか背景をお伺いしたいのと、それとこの基準なんですけれども、県のほうにも基準が当然あったと思われませんが、今回の太宰府市のほうで決められた基準と県の基準との差異はどうあるかどうかということをお答えください。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） まずは、第 1 点目、権限移譲がされた経緯ということについてのご説明になりますけれども、これは今後進めていく包括ケアシステムの構築の一つの中で、市町村が自立支援に向けてやっていくというふうなところが大きくかかわってくる部分でございますので、その中で直接利用者とかかわるケアマネージャーがサービスのプランを立てる事業所になりますので、それに伴いまして直接密にかかわっていくと、ケアプランの内容等を指導をしていくという立場にある、積極的にかかわっていけるように市町村のほうにおろされたも

のと考えております。

そして、2点目の県との条例の内容についての差異についてということでしたけれども、この分についてははっきりとこの場では、差異について、済みません、確認をしておりませんが、一応近隣の市町村とは足並みをそろえた形のような条文にさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 指定権限がおりてくるということで、それに伴っていろいろ、要は仕事が増えるということなんでしょうけれども、本市の担当課の体制とかというのも変更とかそういうところはあるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今言われましたとおり、事業所が、二十数カ所この事業所はございますけれども、その全てのケアプランをチェックするというふうな部分、これは毎年今現在ケアプランチェックというのを年2回やっております。その中では、今回対象となっております居宅介護支援事業所のほうのケアプランについてもチェックをさせていただいているところです。ただし、各事業所各1件というふうなところの部分しかまだできていない状況ですので、これを全事業所の部分を実地を伴いましてやっていくとなりますと、かなり今の体制の中で正直厳しいというふうには考えてはおりますけれども、その分については今の人員の中でできる限りの部分でやっていける方法を、今後、新しくおりてきた部分ですので、体制等も含めて検討をさせていただくようになるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

関連してですけれども、居宅介護支援等、太宰府市が持っている地域密着型の複合したサービスというのはこれから考えられるような形にはなるんですか。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今言われましたとおり、この地域密着型の事業所を今後有効に活用していくというところの分は必要になってくるかと思っております。特に、小規模多機能型につきましては、デイサービス、ヘルパー、ショートステイというものを1つの事業所でこなすというふうなサービスになっておりますので、そういう部分を特に、ケアマネージャー、居宅介護支援事業所等のケアマネージャーのほうと連携をとりながらサービスの輪を広げていくということは必要になってくるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 市にこの事業が移ってきたら、予算は、お金は介護保険事業のところから出る形になるんですか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） この事業が権限移譲されることに伴いましての費用は特に発生はいたしません。ただ、先ほどご説明しましたように、これを指導していく中で指定を受ける申請事務、あとは更新事務、それと実際にうまく事業がされているかというケアプランのチェック等の実地調査、そういうことに伴います部分に関しては、先ほどの手数料条例の中での料金としていただくということの部分で、特に予算上支出としては計上されるものはございません。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第9、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については歳出の中であわせて説明をお願いをいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書は12ページ、13ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の060国民健康保険事業特別会計関係費について執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 3款1項1目、細目060国民健康保険事業特別会計関係費、28節国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金628万9,000円についてご説明いたします。

こちらにつきましては、国、県からの交付決定通知に基づきまして、国保特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものでございます。

保険基盤安定制度繰出金は、低所得世帯に対する保険税軽減措置に伴いまして、減収となる部分を補填する保険税軽減分と低所得世帯が多い国保の財政基盤の強化等に資するための保険者支援分で構成されておりまして、保険税軽減分は県が4分の3、市が4分の1を、保険者支援分につきましては国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1ずつ負担することになっております。今回計上させていただいております増額分628万9,000円の内訳でございますが、保険税軽減分が447万5,000円、保険者支援分が181万4,000円となっております。

なお、これに伴う財源といたしましては8、9ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項1目3節保険基盤安定制度負担金保険者支援分として90万7,000円と15款県支出金、1項1目3節保険基盤安定制度負担金については、保険税軽減分及び保険者支援分として381万円で、残り157万2,000円は全て一般財源からとなります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、同目061生活困窮者自立支援関係費について説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（菊武良一） 続きまして、同じく3款1項1目、細目061生活困窮者自立支援関係費の23節償還金利子及び割引料の生活困窮者自立支援関係費負担金精算返還金230万3,000円につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、平成28年度生活困窮者自立支援事業の確定により、超過交付となりました国庫負担金を返還するもので、内訳といたしましては、生活困窮者自立相談支援事業費

の超過分37万2,886円、就労支援事業費分の超過分といたしまして5万1,050円、住居確保給付金の超過分といたしまして187万8,075円の合計230万2,011円の精算返還金でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 調べてくればわかることではあるんですけども、聞かせてください。

国へ返すということでしたけれども、受け取った額のうちの何%ぐらいを返す形になるんですか。

○委員長（小畠真由美委員） 生活支援課長。

○生活支援課長（菊武良一） 今言いましたように、内訳が3通りほど今回支援分の金額が異なりますので、トータル金額で比較しますと、受入金額の生活支援関係の分につきましては4分の1程度が返還金ということで今回は発生をしております。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） では、次に進めます。

2目老人福祉費の026介護保険事業費について説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 3款1項2目、細目026介護保険事業費、19節負担金補助及び交付金、地域密着型施設等整備補助金の2,479万円の減額補正についてご説明申し上げます。

これは、本年度に地域密着型施設整備として予定しておりました地域密着型特別養護老人ホーム、それと定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の2施設が平成30年度4月に改正するという予定で、開設準備経費としての補助金を設定しておりました。この補助金に対する減額の補正となっております。

内訳としましては、地域密着型特別養護老人ホーム分が1,450万円、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所分が1,029万円の減額補正となっております。この地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、昨年公募により決定しました事業者により事業を進めてきておりますけれども、建設地に隣接しております農地耕作者との日照権等の協議により、設計を変更せざるを得なかった、またこれに伴いまして、隣接します筑紫野市の所有地のほうに進入路がかかったということもありまして、筑紫野市との協議が新たに加わったというようなことで、今回の補助金を準備しておりました4月に開設ができなくなったということによる減額分でございます。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所につきましては、公募を昨年実施いたしましたけれども、応募がなかったことにより、予定しておりました開設準備金の補助金の減額を行わせていただくということになっております。これに伴いまして、財源としておりました県

補助金も減額補正を計上しております。

補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

15款2項2目1節の社会福祉費補助金として財源予定をしておりました福岡県地域密着型施設等整備補助金と計上しておりました2,479万円、これは補助率が10分の10となっておりますので、先ほど歳出で説明しました財源分を減額とさせていただくことになっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） まず、特別養護老人ホームの件なんですけれども、隣接者の日照権の関係で設計変更が生じたと、減額ですので建物がちいちゃくなつたのかなと想像します。それだけじゃなくて、4月の開所ができなくなったということなんですけれども、見込みと状況、これからどういうふうになるのかをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） まず、設計変更等につきましては、この建設予定地が高雄交差点から吉木に抜ける道の県道沿いを、当初県道のほうから進入を予定しておったところでございます。それをそのまま建設をしますと、ちょうど敷地の隣接が今現在田んぼということで、そちらのほうの日当たりが悪くなるというふうな状況がございましたので、県道寄りに建物を移動させることにより、一応そのクリアをできるような形として協議ができております。その関係上、県道側に建物自体を寄せたということで、建物そのものの縮小等は、当初の予定からはございません。

それと、今後の予定につきましては、今こちらのほうが、先ほど言いましたような協議、近隣市の、これは開発の事業になりますので開発の協議等を行いまして、翌年度、平成30年度中には開設できるようにというふうに今進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） その特養の件、設計変更とかいろいろあっているということですが、これ前詳しく聞いたと思うんですが、どのぐらいの規模で、今結構大きな建物建っていますが、その中身についてちょっと詳しくお聞かせいただければと思っています。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 29のベッド、人数分になっております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 進めます。

次に、同目061介護保険事業特別会計関係費について説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(川崎純一) 3款1項2目、細目061介護保険事業特別会計関係費75万4,000円の増額補正のご説明をさせていただきます。

これは、28節の繰出金、介護保険事業特別会計繰出金として計上をさせていただいている分でございます。

内訳としましては、1件目は、介護保険事業特別会計保険事業勘定の総務費として国民健康保険団体連合会、国保連のシステムを現在使用しておりますけれども、介護保険法の改正に伴いまして、このシステムの改修が必要になるという国保連からの申し出により、この改修費26万円を増額したものが1件目でございます。もう一つ、2件目としまして、同じく介護保険事業勘定の総務費の中で、第三者求償事務負担金49万4,000円、これを増額したこと、合わせまして75万4,000円の増額となっております。この第三者求償事務と申しますのは、介護保険のサービスを受けるに当たりまして、その原因が交通事故等によって、その介護のサービスを受けるというようなことが生じた場合には、当面は通常どおり市が給付費を払っていくということになります。そして、その交通事故を起こしました加害者と国保連のほうで損害賠償請求について協議を行っていくと、そしてそれが決着がつかましたら、それに伴う事務の手数料を市が払うというような仕組みになっているものでございます。その該当する件数が1件ございましたので、その手数料が49万4,000円発生したというような内容になっております。以上、2件の75万4,000円の補正計上とさせていただきまして、その特別会計保険勘定のほうへの繰出金としまして75万4,000円を一般会計のほうで計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 次に進めます。

4目障がい者自立支援費の030障がい者自立支援給付事業費について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(友添浩一) 3款1項4目障がい者自立支援費、細目30障がい者自立支援給付事業費についてご説明いたします。

23節償還金ですが、過年度に交付を受けました国庫負担金、県負担金の精算返還金でございます。見込み額による概算交付を受けておりました負担金の実績報告を今年度に行いました結果、返還が生じたもので、自立支援給費国庫負担金精算返還金52万4,000円、同じく県費負担金精算返還金26万2,000円、合計78万6,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款1項4目障がい者自立支援費、細目32障がい者地域生活支援関係費についてご説明いたします。

23節償還金ですが、過年度に交付を受けました国庫負担金の精算返還金でございます。見込み額による概算交付を受けておりました負担金の実績報告を今年度に行いました結果、返還が生じたもので特別障がい者手当等給付費国庫負担金精算返還金18万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進めます。

同日032障がい者地域生活支援関係費について説明を求めます。

福祉課長。

今、一緒にされましたね。じゃ、これについても質疑はありませんか。

ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

3項1目生活保護総務費の060生活保護事務関係費について説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（菊武良一） 続きまして、3款3項1目生活保護総務費、細目060生活保護事務関係費の23節償還金5,175万5,000円につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、平成28年度生活保護事業の確定により超過交付となりました国庫負担金等を返還するもので、内訳といたしましては、家計相談支援事業の超過分といたしまして25万4,000円、生活扶助費等の超過分といたしまして2,602万6,557円、介護扶助等の超過分といたしまして299万8,710円、医療扶助費等の超過分といたしまして2,247万4,006円の、それぞれの精算返還金でございます。

ちなみに、交付決定額を受けました、それぞれの返還金は数%の返還を生じております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に進めます。

次に、4款1項5目環境衛生費の170環境衛生費について執行部の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（川谷 豊） 4款1項5目環境衛生費、細目170環境衛生費の19節負担金補助及び交

付金523万3,000円の減について説明いたします。

こちらは、本市、筑紫野市、春日市、大野城市及び筑前町の4市1町で構成し、火葬場を運営いたしております筑慈苑施設組合の負担金の減でございます。減額の要因といたしましては、組合の補正予算におきまして平成28年度決算剰余金の繰り入れや入札減、本年度未執行見込みの歳出予算の減額等により、構成市町の負担金を2,882万5,000円減額したものでございまして、そのうち本市負担分で、記載しておりますとおり523万3,000円の減額を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 1点確認ですけれども、筑慈苑の負担金、当初予算でいつも上がってきますけれども、あの当初予算に上がっている金額を一括で、たしか払うのではなくて何回かに分けて払う形だったと思うんですけれども、まず筑慈苑の支払いに当たっての手順について説明ください。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（川谷 豊） 筑慈苑の負担金の支払いの関係でございますが、年6回に分けてお支払いをすることになっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 済みません。その上で年6回ということで、年6回のうちの何回かの分が、今回この負担金の減額の対象になるというふうに理解してよろしいですかね。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（川谷 豊） 最終支払い、第6期目の減額ということで対応することになっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、5款1項1目労働諸費の020シルバー人材センター関係費について執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 5款1項1目労働諸費、細目20シルバー人材センター関係費についてご説明いたします。

現在、JR鹿児島本線都府楼南駅近くの市の上踏切の拡幅及び付近の道路改良に伴い、シルバー人材センターの建物移転を国の補助金の交付を受けて、本市建設課所管にて事業を実施しているものですが、15節工事請負費2,000万円の減額につきましては、現在建設中であり、建物工事費落札に伴う減及び現在の建物の解体工事の繰り延べに伴う減でございます。

関連いたしまして歳入でございます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

20款4項1目雑入、労働費雑入についてご説明いたします。

現在、シルバー人材センターの建物移転の事業でございますが、今回移転補償の契約行為が今年度ではなく来年度になることから歳入予算の減額をいたすものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） それに伴って、一般財源が1億1,000万円上がってきているんですけども、14ページ、一般財源。そこら辺の関係で、国庫補助、県補助の申請をしていると思うんですけども、それ自体は大体この1億3,000万円、諸収入として1億3,000万円全てについているのでしょうか。それを逆に繰り越しというか、そういうふうにしなくて流してしまったという形になるんですか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） この事業、社会福祉整備費の交付金で、建設課所管で今事業実施をさせていただいてまして、シルバー人材センターのほうは、その事業の拡幅に伴いまして移転をしているものでございまして、今回、建設課所管のほうの国の補助の関係で契約行為が次年度になったと、次年度に改めて当初予算等で建設課所管のほうで歳入等の予算措置をいたしまして、当初予算で現在のものをまた措置を講ずるといような形で、当初予算でまた再度計上をさせていただき予定でございます。平成30年度の当初予算でございます。

○委員長（小島真由美委員） いいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） ちょっと私の理解あれなんですけれども、今これ工事、今進捗中なんですけれども、工事が終わりますけれども、その支払いというのが多分あると思うんですが、平成30年度の予算で支払いは大丈夫でございますかね。平成29年度の工事で、今つくっていらっしゃる。それができたら平成29年度の完成払いというのが出てくるのかなと思うんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 現在、3月末、年度末完成を目途に建設中でございます。完成をしまし

たら、当然その建設費については平成29年度で、まず単独事業費ということで支払わせていただくような形になります。福祉課のほうで歳入として受ける分につきましては、その新しい建物の建設費という趣旨ではなく、現在の建物の移転補償費という形で歳入を受けさせていただくものでございますので、平成30年度建物の解体後に移転補償の、この労働費雑入として計上させていただく分を、福祉課のほうで受け入れをさせていただくというような形になっていかと思います。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 最後です。これ国庫補助、県補助なんですけれども、これ満額つくという可能性がちょっと不確定だと思うんですけれども、つかなかった場合のその差額というのは、一般財源という形になるんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 現在、私どもは建設課事業の支出を受ける側になっておりまして、今のその予定につきましては福祉課のほうで、申しわけありません、ちょっと把握しておりません。申しわけありません。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、次に進めます。

以上で歳出の説明が終わりました。

次に、歳入に入ります。

8ページ、9ページをお開きください。

1款7項1目歴史と文化の環境税の現年課税分について執行部の説明を求めます。

歴史と文化の環境税推進係長、お願いします。

○歴史と文化の環境税推進係長（松隈誠宏） 1款7項1目歴史と文化の環境税、1節現年課税分の増額補正710万円についてご説明申し上げます。

歴史と文化の環境税につきましては、当初予算で8,000万円の収入を見込んでおりましたが、本年度の申告がほぼ終わりました、税収額が予算額よりも700万円余り上回ることから増額補正するものでございます。

税収が増加いたしました主な要因としましては、大型バスの増加によるものでございます。博多港に寄港するクルーズ船の数が引き続き高水準であること、あわせて韓国や台湾、香港などから格安航空会社LCCを利用して福岡空港に来る観光客が増加しています。こういった観光客が大型バスで本市に訪れていることが税収増の要因であると考えております。

なお、当委員会の所管外になりますが、補正予算書の12ページ、13ページ、歳出の2款2項1目25節積立金に歳入と同額の710万円を増額補正しておりますことを参考までに申し添えます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） その他の歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けましたので、次に進めたいと思います。

補正予算書4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正のうち、所管分であります3款1項地域密着型施設等整備事業について執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 4ページの繰越明許費補正についてご説明申し上げます。

これにつきましては、先ほど開設準備資金の減額ということでご説明させていただきました地域密着型特別養護老人ホームの建設費に係る補助金としまして1億150万円を補助事業としまして計上していたところでございますけれども、これまでご説明してきましたように工事のほうの遅れによりまして、この工事費に伴います1億150万円の経費について繰り越しをするものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 議案第18号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第19号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第10、議案第19号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

補正予算書は18ページ、19ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 議案第19号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

補正予算書19ページをごらんください。

このたびの補正予算は、歳入歳出に251万8,000円を追加し、それぞれ92億6,901万7,000円とするものでございます。

内容についてでございますが、歳出からご説明いたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。

まず、2款1項1目の一般被保険者給付費につきましては、財源更正でございます。更正内容といたしましては、前のページ、24ページ、25ページをごらんください。

一般会計補正予算の繰出金のところでもご説明いたしました保険基盤安定制度繰出金を国保特会側で繰り入れますことから、8款1項1目1節の保険基盤安定制度繰入金の保険税軽減分447万5,000円と、2節の同繰入金の保険者支援分181万4,000円、計628万9,000円を増額するとともに、5款2項1目2節の県財政健全化交付金を628万9,000円減額補正するものでございます。

26ページ、27ページに戻りまして、次に、4款1項1目19節の前期高齢者納付金3万3,000円についてでございますが、こちらにつきましては診療報酬支払基金から平成29年度の納付金の確定額の通知が届きまして、現予算よりも3万2,650円不足しておりますことから計上させていただいております。

また、その下、11款1項2目償還金の療養給付費等国庫負担金精算返還金についてでございますが、こちらにつきましては平成28年度の療養給付費国庫負担金が確定したことによりまして、超過交付となりました248万5,000円を国に返還するものでございます。

これら2つの財源でございますが、24ページ、25ページをごらんください。

4款1項1目の前期高齢者交付金を251万8,000円を充てることとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第19号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第20号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第11、議案第20号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

補正予算書は、28ページ、29ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(川崎純一) 議案第20号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」ご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに75万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額49億5,847万円をお願いするというものでございます。

詳細につきましては、32ページ、33ページをお開きください。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。

歳出は、1款1項1目、細目002庶務関係費26万円を計上しております。これは、先ほど一般会計の補正の中でご説明させていただきましたとおり、国民健康保険団体連合会から借用しておりますシステムの介護保険法改正に伴います費用増によるシステム使用料の26万円増額補正となっております。

続きまして、同目の連合会負担金、団体負担金の49万4,000円の増額でございます。これは、同様に先ほど一般会計のほうで説明させていただきました第三者求償事務、これを国民健康保険団体連合会のほうをお願いをしておりますので、1件該当があったことに伴いまして、その事務手数料の予定額、これはまだ正式に請求が来ておりませんが、55万6,000円、

これを払う必要が出てきましたので、現予算との差額49万4,000円を増額補正という計上をさせていただきます。この財源につきましては、同ページの上段に歳入として計上させていただきます。一般会計からの事務費繰入金75万4,000円として計上しております。

説明は以上でございます。

よろしく審査をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第20号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について「は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後0時00分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年5月21日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美